

重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW

第3回会合 議事録

1. 日時：平成 18 年 3 月 30 日（木）14:30～15:15
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室
3. 項目：資格制度の見直しに関するヒアリング（弁理士）
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、安念専門委員、大橋専門委員

○経済産業省

特許庁総務部秘書課 秘書課長 稲垣史則

鈴木主査 どうも御苦労さまです。それでは、45 分を予定しておりますので、弁理士に関して経産省から最初に 10 分程度で御説明いただいて、あと質疑とさせていただきますので、よろしくお願いします。

稲垣秘書課長 経済産業省特許庁で秘書課長をしております、稲垣と申します。よろしくお願いいたします。まず私の方からお配りをしました資料、いただいた調査票を埋めたものでございますけれども、それに基づきまして、弁理士の関係を御説明させていただきますと思います。

まず、資格の名称は弁理士、所管は経済産業省特許庁でございます。17 年度末現在で 6,552 名登録をされておりまして、登録先は日本弁理士会ということでございます。

登録審査の実施も日本弁理士会が行っております。これはいわゆる強制加入という制度になっております。この根拠が弁理士法にございまして、団体の法的根拠は弁理士法の第 56 条ということでございます。

強制加入としている理由でございますが、会の自治活動により弁理士の管理・監督が可能となり、なかなか行政が行っていると不効率な部分が、会でやることによって効率的にできる。また、会の活動として弁理士の資質向上を一体的に目指せるということでございます。

弁理士会の設立目的でございますが、これは弁理士法の 56 条 2 項の規定をそのまま書いただけでございますけれども、ここに書いてございますような目的で設立をされております。

報酬でございますけれども、これは資料にございますように、弁理士法は平成 12 年の法律になっています。これはなぜ平成 12 年の法律になっているかと言いますと、大正時代の片仮名法を平成 12 年に全面改正をいたしましたので、法律番号が平成 12 年になっているわけです。法律の見直しの際に、報酬・広告についての議論がございまして、御案内のように報酬規定につきましては、昔は会則を根拠として規定があったわけでございますけれども、現在は平成 12 年の法改正の際にそういうような規定は

すべて落としてしました。したがって、報酬規定については現在存在しない。また目安となるような規定、ガイドライン、その他のものも一切存在をしないということでございます。

したがって、報酬の現状は不明ですけれども、弁理士会が行ったアンケートによれば、個々の弁理士によって金額の格差は相当あるということです。もうちょっと言いますと、どうも弁理士の報酬というのは、要するに事務所によって取り方が3つのタイプがあるということです。それはほとんどばらばらしいのですが、1つはいわゆる従量制、つまり明細書が何枚とかそういうことで積算する事務所。

もう一つは、いわゆるアワーチャージということで、何時間かかったということで、アワー当たり幾らということで請求をするやり方。

もう一つは、本当にそれでワークするのかよくわからないのですが、とにかく1件幾らというので取っているところもあるみたいです。それがばらばらで、なおかつそれぞれの料金も違っているというのが今の状況でございます。

広告規制につきましては、平成12年の法改正の前は会則で若干、広告規制的なことをやってあったわけですが、平成12年法改正と軌を一にして、会則からそういう規定を全部落としてございますので、現時点では何らそういうものは存在をしないということでございます。

試験でございますけれども、試験は弁理士法の第9～16条までに、結構細かくどういう科目をやるか。例えば、工業所有権に関する法令であるとか、短答式、論文式、口述という段階も含めて、結構細かく弁理士法の中に規定をしております。

2ページ目でございますが、受験者数及び合格者数の推移でございます。全部申し上げますと長いので、端的に初めと終わりだけ言いますと、受験者が平成8年に4,128名だったのが、平成17年には9,115名ということで倍増しております。合格者数は、平成8年は120名だったものが、平成17年は711名ということで5倍増になっております。

何でこんなにたくさん合格するようになったのかということですが、実は一番大きいのは受験者が増えたというのが一番大きな明らかな理由なわけです。それ以外に、なぜ受験者が増えたかということも関係するのですが、平成12年の法改正によって、予備試験の廃止、試験内容の簡素・合理化。これは論文試験が31科目から3つか4つ選りなさいといったものが、7科目から1つ選べばいいですということで、ものすごく簡素化をしました。それから、論文の専門試験。要するに論文試験というのは2つに分かれていまして、いわゆる工業所有権法令についての論文試験と、その他の技術等の選択科目についての論文試験と分かれているのですが、後者の選択科目についての論文試験については免除制度をつくりました。例えば、大学院を出た方は大学院で取られて論文を出されたものと同じ科目であれば、それは免除をしますという制度をつくりました。そういうものの効果があって合格率も上がったし、また受験生も増え

たと、双方相まってトータルとして合格者が 711 名ということになったのではないかと考えております。

現状の資格保有者の過不足ですが、現在は今、御説明しましたように合格者数も年々順調に増えておりまして、特に過不足については認識をしておりません。

資格取得の容易化について検討をする場合、その内容ということで、括弧が書いてありますが、現在、短答式試験については平成 12 年度より、論文式試験については平成 10 年度より、その試験問題とか回答を持ち帰っていいですとかいうことをやっています。また合格基準、配点なども全部特許庁のホームページで公表しております。

実は平成 12 年の法改正のときの法律の附則で、これは政府の出す法律は全部同じですけれども、5 年経過をした時点において、制度についての見直しをなささいということが法定されておりますので、産業構造審議会の知的財産政策部会弁理士制度小委員会というものがあるわけですが、そこで今年の 4 月から年末までかけて、弁理士制度について何か修正すべき点があるのかどうかということを、東大の中山先生を座長に御検討いただくということになっております。

免除については先ほど申し上げたように、論文の選択科目について、大学院を出た場合には免除。それから、技術士、司法書士、一級建築士その他のサムライ制度の合格、そういう資格を持っていられる方については、これは論文の専門試験の方でございしますが、免除ということになっております。受験資格について、特定の者に優遇される特例措置は特に存在しません。

次に、懲戒でございますけれども、懲戒の処分権者は法律上、経済産業大臣ということになっております。懲戒の内容は、他の仕事と同じですけれども、戒告、2 年以内の業務停止、業務の禁止ということで、懲戒となる行為については弁理士法関連の規定に基づく違反行為ということでございます。

資格者団体、弁理士会における懲戒というのもございまして、戒告、会員に与えられた権利の 2 年以内の停止、大臣に対する懲戒請求、退会という 4 種類がございます。ただ、退会については大臣の認可が必要というふうに条文上なっております。

懲戒となる行為は、会の秩序または信用を害した場合にと書いてありますが、例えば、弁理士の場合ですと、出願人から金は受け取ったけれども納めないとか、そういうけしからぬ者もたまにありまして、そういうのが注意をしても直らない場合には、例えば、懲戒をすとか、そういったようなことを現にやっております。

免許の更新は、更新制度はございません。

定期的な講習については、弁理士の場合には、どうしても出願人の技術情報の秘密を知る立場にございますので、倫理規定も弁護士と同じく、そういう条文もあるわけですが、そういうことについて登録年度とその後の 5 年ごとの研修において、倫理研修を行っているということでございます。

あとはもう御説明しますが、お手元に弁理士制度の概要、弁理士制度の目的・特

徴、試験の実施状況、合格者数の推移というチャートを4枚お配りしてございます。
とりあえず、御説明は以上にさせていただきます。

鈴木主査 どうもありがとうございました。それでは、質疑に移りたいと思います。

大橋専門委員 幾つか教えていただきたいと思うのですが、まず強制加入としている理由という欄がございますが、いろいろ書いてあるのですが、仮に強制加入を任意加入にしたときに、具体的にどんなデメリットが表れるのか。少し具体的に御説明いただきたいと思います。

稲垣秘書課長 まず任意加入になりますと、当然ながら全員が加入するわけではないということですから、いろんな問題があったときに、結局、役所の側で全部直接やらないといけなくなるということが果たして本当に実際問題としてワークをするのかどうかという点はまず大きかろうと思います。御案内かどうかあれですが、実は韓国で10年ぐらい前ですか。やはり弁理士について強制加入を任意加入にしたんです。それが今年から強制加入に制度がまた戻っています。何で戻ったかということ、要するに韓国の弁理士会の加入者が減った。これは日本も韓国も同じですけども、例えば、無料の発明相談などというのを結構やっているのですが、そういうことが韓国ではできなくなったと。加入者が減って、それだけそういうことに協力してくれということもできなくなったし、財政基盤も弱ったと思いますけれども、そういうことができなくなった。やはりそういったような公益的な活動ということをやってもらうことを期待するためにも、強制加入に戻した方がいいのではないかと考えています。

例えば、日本の場合でも、日本弁理士会が東京、大阪、名古屋、福岡に無料の発明相談をするところを設けていまして、年間で5,000件ぐらい、いろんなお問い合わせに弁理士会の負担で、無料で応じたりをしたりしているのですけれども、そういうこともできなくなってしまふ。きちんと詰めたお答えではありませんけれども、例えば、そのようなことが起きてしまうのではないかと考えております。

大橋専門委員 無料の発明相談が韓国の場合にはできなくなったというのは、どういう理由でできなくなったのですか。それは相談に乗れる人がなくなったという意味ですか。そんなことはないでしょう。

稲垣秘書課長 そこはわかりません。それは国が補助金を出して弁理士さんを雇えばできるのだらうと思うのですけれども。

大橋専門委員 必要だったら、それは国がやればいいじゃないですか。

稲垣秘書課長 そう思うのか、あるいはこういうことをやっている士業の団体には、そういうことまで国として求めてもいいという判断をするのかどうかですね。それはすみません、韓国政府に聞いているわけではないので、よくわかりません。

大橋専門委員 これは制度発足以来、強制加入が続いているのですか。

稲垣秘書課長 そうだと思います。

大橋専門委員 それから、任意加入になった場合には、例えば、いろいろ問題が生じた弁理士さんが出たときに、任意加入であれば役所がやらざるを得ない可能性がある。だから、強制加入にしているのだというような意味合いのことをおっしゃったけれども、最終的には弁理士さんの監督というのは国が責任を負っているわけでしょう。

稲垣秘書課長 そうです。

大橋専門委員 だから、国は当然のことながら、その監督を行うにあたっては、強制加入であろうがなかろうが関係ないのです。弁理士である限りは、もし任意加入であれば、弁理士会に入っているかどうか関係なく、国が必要に応じてその懲戒権を発動するわけですから。そういう意味で、弁理士の品位の保持だとか資質の向上だとかいう点は国が最終的に持っているわけだから、その前段階として強制加入にしなければならないというのは、論理的には成り立たないのではないですか。

稲垣秘書課長 そこは論理的と思うかどうかということがあると思いますけれども、確かにおっしゃるように最終的には大臣が懲戒をしなければいけないでしょうし、やるのだと思うのです。けれども、今、実際問題としては前段階として、そう重くない案件については弁理士会の内部的なそういう会則に基づく懲戒処分で事が済んでいるケースも結構あるわけです。

大橋専門委員 軽微な案件はどれくらいありますか。

稲垣秘書課長 弁理士会の実際に会則に基づく処分が、例えば、平成 17 年度が 4 件です。16 年度がなく、15 年度もやはり 4 件、14 年度が 3 件、そんな数件という感じです。大臣の方が去年 1 件、今年もうすぐ 1 件という感じです。ですから、おっしゃるように結局これは他の士業も同じだと思いますし、程度問題の面はあるとは思いますが、現に強制加入の団体があって、それがそれなりにワークをしてやっているという部分で、そこでやっているから国がやらずに回っているという部分があるのは事実だと思うんです。あとはそれをどう評価するかなのかもしれませんが。

- 大橋専門委員 そこをもう少し詳しく聞きたいと思っているんだけど、強制加入であるために軽微な案件で、仮に任意加入であったならば、国が知りえないような不祥事というものも把握されていると。これはひとえに強制加入の成果であるとおっしゃったんだけど、本当にそうなんですかね。

仮に今おっしゃった件数的に言えば、そうたくさんの案件があるとは思われないんだけど、勿論当然そうだろうと思うけれども。

- 稲垣秘書課長 そこは多分、そういうような強制加入で、会としてのそういう処分があるということで抑止されている面もあるんだと思うんです。だから、年に 4 件とか 3 件というのが多いか。たくさんあっては、それはそれでうちも困るんですけど、やはりそれなりに機能しているし、そういうことでその弁理士会自身が自治的にやっという面があるので、相当抑止されている面はあるのではないかという評価はしています。

- 大橋専門委員 強制加入が会員の違法行為などの抑止力になっているということですか。
 - 稲垣秘書課長 それはどのくらいかというと困りますけれども、一定程度の抑止力になっているのは事実だと思います。
 - 大橋専門委員 しかし、何となく感じではそういうことを言えるかもしれないけれども、それを裏づけるようなデータだとかはないんだから、余り根拠にはならぬのではないですか。
 - 安念専門委員 韓国の例はしばしば指摘されるところですけれども、どうですかね。勿論、強制加入でなくなれば、恐らく会員数はどうしたって減るわけだから、財政的な基盤が弱くなって、プロボノ活動を会として取り組むのは難しくなるというのは、ある意味で因果関係として当然そうなるという話だろうと思います。
- 問題は、任意加入になったために強制加入の時代よりも弁理士のサービスの質が落ちたとか、あるいはモラルの面、ディシプリンの面でよくなったとか、そういうような情報というのはお持ちですか。
- 稲垣秘書課長 それは具体的にあるかないかはわかりません。
 - 安念専門委員 なかなか比較対象できる例というのはそんなにないものですからね。韓国ぐらいしかないかなという気がするんですけれども。
- 弁理士会は自分の会で退会の処分を出せるんですね。
- 稲垣秘書課長 出せます。ただ、大臣の認可が必要です。
 - 安念専門委員 その点はかなり弁護士会に近いですね。退会命令を出されれば、事実上、資格を奪われたのと同じ効果でしょう。
 - 稲垣秘書課長 それは完全に弁理士活動ができなくなりますので。
 - 安念専門委員 処分はどうなんですか。大臣マターになると、大臣の処分になって戒告から禁止でしたっけ。軽いものから重いものがあるんだけれども、一般的に言うと大臣の処分というのは重いんですか。そうとは言えないんですか。
 - 稲垣秘書課長 一般的に言うと重いです。
 - 安念専門委員 それは大体は弁理士会から懲戒の請求があって着手するのが実態なんですか。
 - 稲垣秘書課長 何人も請求できることになっています。ただ、今までのケースを見ると、本当に重いものは、弁理士会から来たものの方が重いものが多いです。
- 何人ものというのは少なくとも今まで、この法改正以降まだ5年ですけれども、何人ものということを奇貨として、事務所内の内部抗争を懲戒してくれと来たような事案とかいうものがですね。個別のは言えませんが。
- 安念専門委員 わかりました。
 - 鈴木主査 それはどうなのですか。我々の視点は、強制入会というのは行政の側からみると扱いやすいというのか、いろいろ行政の考え方を徹底しやすいという点があるこ

とは分かるのですが、だれしも試験は受かって有資格者だけれども、入会して何がしかの会費を払わないと業としてやってはいけないというのは、規制としてはかなり重いのではないかという気がします。

ほかにそういう事例はあるのかと言ったら、今日お伺いしている幾つかのサムライ業以外にはないですね。医師も強制入会制ではないし。なぜここだけがそういうことをやっているのか。

では、ほかのところは行政は監督をしていないのかというと、それは一応しなくてはいけない立場にあるということなのです。問題はそれだけの話ならば、それはそれとして考えてもいいけれども、昔から、私は弁理士、私は司法書士、私は行政書士という一つのサークルをつくりがちな習性を持っている。それだけ歴史もあるのでしょうが、それがちょっと気になるのです。

だから、数年前の士業の規制改革をした時に、そういう垣根を低くしようということで、いろいろな問題にタッチして、また弁理士については訴訟代理権を認めるという方向を打ち出したのですが、弁理士会はどうか知らないけど、ある士業会では、自分のサークルと他のサークルとの間の仕切りに酷くこだわってしまって、不可侵であるというような主張をするという現象が見受けられるのです。

何を言いたいのかというと、強制入会というのは行政の便利のためということだけではどうかということです。強制入会でない不便というのは、年に4件はどういう事件だかは知らないが、例えば、依頼者のお金を着服したとかというような問題だったら、別に弁理士会でなくても、経産大臣に行ってもよいし、裁判所に行ってもよい話ですね。

ところで、この問題は横並びで解決しないと解決しない問題でもあるので、各士業で強制入会というのは一度見直してもらいたいというのが我々のスタンスです。

- 安念専門委員 とりわけ弁護士とか弁理士とか、事務系という言い方が正しいかどうかわかりませんが、その手のサムライ業は割に強制入会があるんだけれども、自然科学・技術系の士業は余りその手の事例はないんじゃないですか。

弁理士さんの場合は、一方ではロイヤーであり一方では技術者。商標だけやっていらっしゃる先生は別だけれども、特許を中心にやっていらっしゃる方は半身技術者、半身法律家ですね。全部調べたわけではないが、一般的に言うと、技術者の士業では強制入会制が、私などは珍しいのではないかと思う。専門性を保ち、モラルも保たなければいけない、公益性もあるという点では、みんな士業である以上一緒なんです。技術系の士業について、強制入会でないから非常に利用者が困っているという話も聞いたことはない。

だとすると、何でこの弁護士、弁理士等々についてだけ強制加入があるのかなと、何とも不思議な感じがするんですけれども、いかがですか。

- 稲垣秘書課長 それはさっきもおっしゃったように、やはり歴史がありますから。要す

るに平成になって立法を新しくする場合と、明治時代から連綿としてあると言うのは、違うと言えば違いますね。

あと、それだったら医者はどうしたという議論があると思いますけれども、やはりそれは専権業務があり、その分野での相当の知見がないと本当に真面目に困るという部分があり、それがどういうあれか、とにかく歴史的に強制加入というあれになってきている。

他方、その強制加入がそれなりの意味があるのは事実なので、逆に強制加入の結果で何が困るんですかという、確かに今日のヒアリングでも御説明をしたように、強制加入であるがゆえに例えば、広告規制をしていてけしからぬのではないとか、強制加入であるがゆえに実は料金について不透明なことをして、後ろで縛っているというのは変ではないとか、そういうことがあれば強制加入はけしからんという指摘を受けるのであれば、それはよくわかるんです。

したがって、弁理士会からはしょっちゅう、いまだに5年経ってもけしからぬと言われていますけれども、報酬規定について削除したのも弁理士法が各士業の中で第1号ですね。

だから、抽象論で強制加入だからけしからぬ云々というよりは、強制加入によって具体的にこういう弊害、競争阻害行為が出ているじゃないとか、そういうことを一体どう見直していくんだとか、そういう議論を少しやっていかないと、正直言って、もう私などよりも何年もやっていらっしゃる先生の方が十分御存じのように、なかなか抽象論で強制加入をやめろと言われて、はい、やめますとこちらも言えませんし、そこは難しいと思います。

- 鈴木主査　しかし、弁理士との境界線を争うというのはほかのサムライ業の中では余りない特殊なところだけでも、そうでないところの対行政関係の士業では境界線がいまいですね。だから、そこら辺では問題が起こっているのです。そうすると、やはりどうしても会というのをベースとして、政治連盟というのを作り自分たちの利益を擁護しようということで、ますます閉鎖的になっていくという傾向はある。

さっきも言ったけれども、弁理士が先鞭を切っておやりになって、みんな従っていたわけですね。だから、今度は弁理士が強制加入撤廃の先鞭を切ってもらおうと。

- 稲垣秘書課長　今度は一番最後に。しんがりで付いていかないとなかなか。
- 安念専門委員　御指摘はごもっともなんです。具体的に困っている者がいるのかと。こういうふうに言われると実際問題として強制加入しか知らないわけですから、強制加入であることによってどう困るのかということ具体的に指摘できる人は実はいない。

そうすると困るというのは、それは例えば、非常に抽象的な言い方になってしまって、それはある種の結社の自由を制限していると。弁理士会に入っているからと言って直

接営業が阻害されるわけではないけれども、弁理士会のいろいろな活動であるとか宣言であるとか、そういったものは別にすべての弁理士が賛成しているわけではなからうと。そういうものはやりたくない、そういうものにコントリビュートしたくないという人だっているはずだと。しかし、これもまたある種の抽象論です。

だから、強制加入という状態しか知らないという現状を前提にする限りは抽象論の応酬にしかならないので、そこを何とか先鞭を付けていただきたいというのが私どもの希望であります。5年目でしょう。5年目の見直し規定は12年法にばっちり書いてありますね。

- 稲垣秘書課長 書いてあります。
- 安念専門委員 それは私どもの希望ですけれども、もう一つ別の論点で、先ほど御紹介のように、弁理士さんの合格者の数はここ数年で急激に増えて、弁理士会は勿論彼らの立場だから当然言うわけだけれども、随分新入生の質が落ちています。何だかもうほとんど条約も何も知らない、日本語さえ書けないと。大体年寄りや若い者をそういうふうにするものですが、そういう言い方をしているんですが、今後組織して立ち上げられる審議会での議論は、それは皆さんの今のお立場としては、その議論を見守るというふうにおっしゃるしかないだろうけれども、資格制度とか登録要件とか、あるいは研修とか、そのフォーマル、インフォーマルなどいろんな提案が恐らくこれから出されるでしょうけれども、それを厳しめにしよう。悪くすると参入規制になりかねない。

こういったような議論の方向というのはどうなんですか。弁理士周りのいろんな業界でもう既に出ている話ですか。

- 稲垣秘書課長 だれも参入規制をつくらうとは絶対に口が裂けても言いませんけれども、ファクトとして申し上げますと、日本弁理士会からは最近の合格者の質。質というのはつまり実務経験ですね。明細書を書いたりする能力が低い方も受かって、出願人に御迷惑をかけることもあるのではないかと。

したがって、弁理士試験合格後に実務研修。実務研修というのは明細書を書く研修とか、そういうのを数か月くらいやって、それが修了した人を登録するという、いわゆる登録前義務研修制度を法律上導入をしてほしいというのが弁理士会の要望の中にはあります。

- 安念専門委員 それで経産省のお立場は。
 - 稲垣秘書課長 これは審議会での議論を。我々は今それは何とも言えません。
- ただ、我々としては、いずれにしても弁理士が量的・質的両方でやはりきちんとしてくれないと困るというのは事実ですし、あとはその中で参入障壁的な運用ができる制度は好ましくないと思っていますから、そういう中でどういう知恵が出せるのかというのがこれからの議論だと思っています。
- 鈴木主査 もう一つの問題は、ものの考え方として、いわゆる強制加入制度をベースと

した一つの囲い込みという現象が欠点としては出てきているのは、これはそういう形でやっていったら、そうなものなのです。

その問題は一つの大きな総論的問題だが、次に各論としては我々が一貫して考えているのは、いわゆる資格者の間の垣根はできるだけ低くして行って、国民の利便に裨益しようという視点を持っているわけです。

それで先年は、そのために弁理士にそれまで出廷陳述権しかなかったのに対して単独代理権を認めるという答申を書いたわけです。

○稲垣秘書課長 共同代理権ですか。

○鈴木主査 単独代理権です。それを何と弁理士会及び特許庁が下ろさせられたという歴史を持っているのです。私はこのビルの中にいた司法改革の実行部隊に何度もクレームを付けて、どうして単独代理権という答申を無視したのかということまでやったけれども、弁理士の方は余りありがたがっていません。

何が聞きたいのかというのと、もう一回、単独代理権という個別の問題について挑戦する気はありますかということですよ。

○稲垣秘書課長 そこはここで聞かれて、イエスともノーとも言えないです。

○鈴木主査 何か聞くとところによると、本当かどうかは知りませんが、司法制度改革審議会の審議の中で、法務省があるいは最高裁かの出身委員から、あなた方は民事訴訟法を知っているのかと言われ、知りませんといわざるを得ず、知らないと言ったら、そんなもので訴訟が単独でできると思うかと言われて、恐れ入りましたということで、弁護士と共同でも結構ですから代理権をくださいということになってしまったらしいけれども。

○稲垣秘書課長 難しいですね。

○鈴木主査 これまで訴訟を認められていなかったから、あなたはできますかといきなり言われたら、私はできませんというのは当たり前のことですね。でも、あさってまでには勉強してきますとか、あるいは私の子どもが弁理士を引き継いだら、それはちゃんと勉強しますと答えるのは当たり前のことではないかと私は思ったのだが、あれだけ代理権を寄こせとおっしゃって、そのとおりに差し上げる答申を書いたら、何と見事に捨ててきてしまった。これは個別の資格の垣根の問題として、強制入会の問題というのは大きな問題だけれども、そういう問題も取り上げたいと思っているのです。

その敗者復活戦をなさる気持ちはあるのですか。

○稲垣秘書課長 そこは今ここではお答えできないです。申し訳ないです。

○鈴木主査 では、後で希望を聞かせてください。

○大橋専門委員 今の鈴木先生のお話に関連して、税理士さんの方々から訴訟代理関係の権限を自分たちに、こういうものを欲しいよというような要請などはそちらの方に出てきておりませんか。あるいは把握されておりませんか。

○稲垣秘書課長 弁理士で。

- 大橋専門委員 今おっしゃったのは単独代理とおっしゃいましたね。だから、もう少し広く言えば訴訟代理。つまり弁護士がやっている仕事を弁理士さんにやらせるということです。その種の要望というのが弁理士会なり、あるいは弁理士さんから出ていないかどうかというのを聞いているんです。
 - 稲垣秘書課長 現時点では承知していません。むしろ今、共同でやって、いわゆる付記弁理士というものですけれども、その試験を3年間やって、今、付記弁理士が千ちょっといるわけです。その方々が現実に少しずつ活躍を始めているんです。その人たちがもっと活躍をして、裁判所からも実績を認められたら、もう少しいろんな議論をしましょうかというのが今の雰囲気だと思いますけれども、具体的な要望としてはまだ承知していません。
 - 大橋専門委員 何人。
 - 稲垣秘書課長 今、試験に合格したのが1,400~1,500います。全弁理士の4分の1ぐらいは試験に合格しています。ですから、そういう付記業務ができるようになった。ただ、これはまだ3年目ですから、毎年400人ぐらいずつ合格しているんです。したがって、まさに今そういう業務が現にできるようになってきたというところなんです。
 - 鈴木主査 合格はしているけれども、現実にやっておられる方はどのくらいですか。
 - 稲垣秘書課長 合格してから当然そういう業務を受けるわけですから。
 - 畔上弁理士室長 数字を訂正させてください。付記弁理士の試験に合格した人は1,600名でございます。付記登録と言うんですけれども、弁理士の登録後に合格証書の写しを添付して登録するんですけれども、登録まで行った人が1,400名です。
 - 鈴木主査 実際に法廷活動をやっている人というのは把握されているのですか。
 - 畔上弁理士室長 そこは古いデータで恐縮なんです、平成17年3月に弁理士さんからのアンケートという形で取ったデータでございますけれども、侵害訴訟の代理人として関与した弁理士は158名です。事件の数で言うと354件という数字がございます。以上です。
 - 鈴木主査 そろそろ要求してもよさそうなきときですね。
 - 稲垣秘書課長 いろんなあれがあることはよく御存じですから。
 - 鈴木主査 よろしいですか。
 - 安念専門委員 どこでも同じことを言っているんですが、私自身は弁護士なんだけれども、勿論、単独代理を認めると。それはお客さんは大抵大企業か中堅企業であって、自分でそんなにおかしな弁理士を頼むなどということはまず心配はない。全く無知な人が頼むと言うのなら、それは情報の非対称というところから一種のレギュレーションが必要かも知れないけれども、まずは目のきく人がお客さんなんだから、その心配がないというのが第1点。
- もう一つは、民事訴訟云々が必ず法曹三者の側から出るんですが、そんなら弁護士の何人が知財法をやったのかと私は言いたい。非常に不思議な議論だと思います。極

端に言えば、ある種の身分感覚だと思います。それは私個人は全くナンセンス、単独代理人を認めて少しも問題ないと思っています。細かいところの要求はないんですか。もうちょっと専権事項でなくてもいいから、この手の業務を書き加えてくれとか、そういう要求は弁理士会からはないんですか。

- 稲垣秘書課長　たくさんあります。
- 安念専門委員　リアリスティックなところではどんなものがあるんですか。もし1～2教えていただければ。
- 稲垣秘書課長　例えば、今、不正競争についてですね。できる範囲が特定不正競争と限定されているんですが、それを不正競争の中でも虚偽の情報の流布というのが不正競争になっていますね。それが例えば、特許権を侵害した、していないという虚偽の情報を流せることがあるわけです。そういうものについてはできるようにしなければおかしいのではないかとかいう話。

あるいは、いわゆる外国出願。でも、アメリカの特許庁への出願はアメリカの弁理士がやるわけです。ところが、実際は日本の弁理士が日本の出願人が大体は日本の特許庁に出している同じ技術をアメリカに出されているんです。

したがって、日本の代理人が特許庁に出しているものと同じものを、アメリカの特許法をベースに英語流のクレームに直して、それを更にアメリカの弁理士がチェックするというのが実際のやり方なんです。

したがって、そういう外国出願のお手伝いみたいなことを書き加えてくれとか、あるいは今、水際措置で知財の侵害が随分多くなっていて、その摘発も随分増えていまして、そういう部分について、今、権利者側の代理はできるんですけれども。

- 安念専門委員　関税定率法の手続のことですね。
- 稲垣秘書課長　そうです。逆に輸入者側とかの手続はできなくなっているんです。これは片手落ちではないかということ確かにそうかなという気もするんですけれども、細かいところでいろいろな議論はあります。

ただ、その専権業務について、抜本的にどうだこうだという議論は特にないです。

- 安念専門委員　わかりました。ありがとうございました。
- 鈴木主査　逆に弁理士の業務をやらせてくれという土業はいるのかな。
- 大橋専門委員　ないでしょうね。
- 安念専門委員　あるとすれば、行政書士でしょうね。あれは一部、著作権に関する役所関係の書類はつくれるわけですね。もうちょっと広げてくれという要求はあるかもしれません。
- 鈴木主査　時間も来ましたので、今の問題を一度よく考えて、努力はしたけれどもという経緯を持っていますから、もう少し頑張って、もう一回、目がきちんと覚めておるかどうかという点をはっきりさせてもらいたいという気がします。

今日はどうもありがとうございました。

(經濟産業省関係者退室)